

浜松市電線共同溝保安細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、浜松市電線共同溝管理規程（以下「規程」という。）第 13 条に基づき電線共同溝の保安及び防災の徹底を図るため必要な事項を定める。

(入溝時の措置)

第 2 条 電線共同溝内で規程に定める作業等を行う場合は、関係法令を遵守するとともに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入溝責任者を定めること。
- (2) 入溝作業は、常に 2 人以上とし、必ず保安帽及び作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章（別図 1）を着用すること。
- (3) 入溝責任者は、作業等に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。
- (4) 電線共同溝内では、道路管理者に届け出た場合以外は火気を使用してはならない。この場合において火気の使用に当たっては、必ず消火器を携帯するものとする。
- (5) 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。
- (6) 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- (7) 電線共同溝のふたを開けておく場合は、当該箇所に柵及び工事標識を設けるとともに、保安要員を配置し、やむを得ず夜間に作業等が及ぶときには、赤色等をつけるなど、第三者に対する危険防止に必要な措置を講ずること。
- (8) 電線共同溝に係る作業等は、道路の交通に支障を及ぼさないこと。
- (9) 事件発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。万一事故が発生した場合は、直ちに緊急処置を講ずるとともに、道路管理者に報告すること。
- (10) 作業等完了後は、資材等を速やかに搬出し、作業区域内の清掃を行うこと。また、電線共同溝のふたは、必ず施錠の確認をすること。

(鍵の取扱い)

第 3 条 電線共同溝の入溝に必要な鍵及び開閉器具（以下「鍵等」という。）は、道路管理者及び道路管理者が特に指定した占有者（以下「特定占有者」という。）がそれぞれ保管するものとする

- 2 特定占有者は、保管責任者を定めて道路管理者に届け出るものとする。
- 3 特定占有者以外の占有者については、貸出簿に記名の上、道路管理者から鍵等を借りるものとし、作業等が完了した場合は、速やかに返却するものとする。

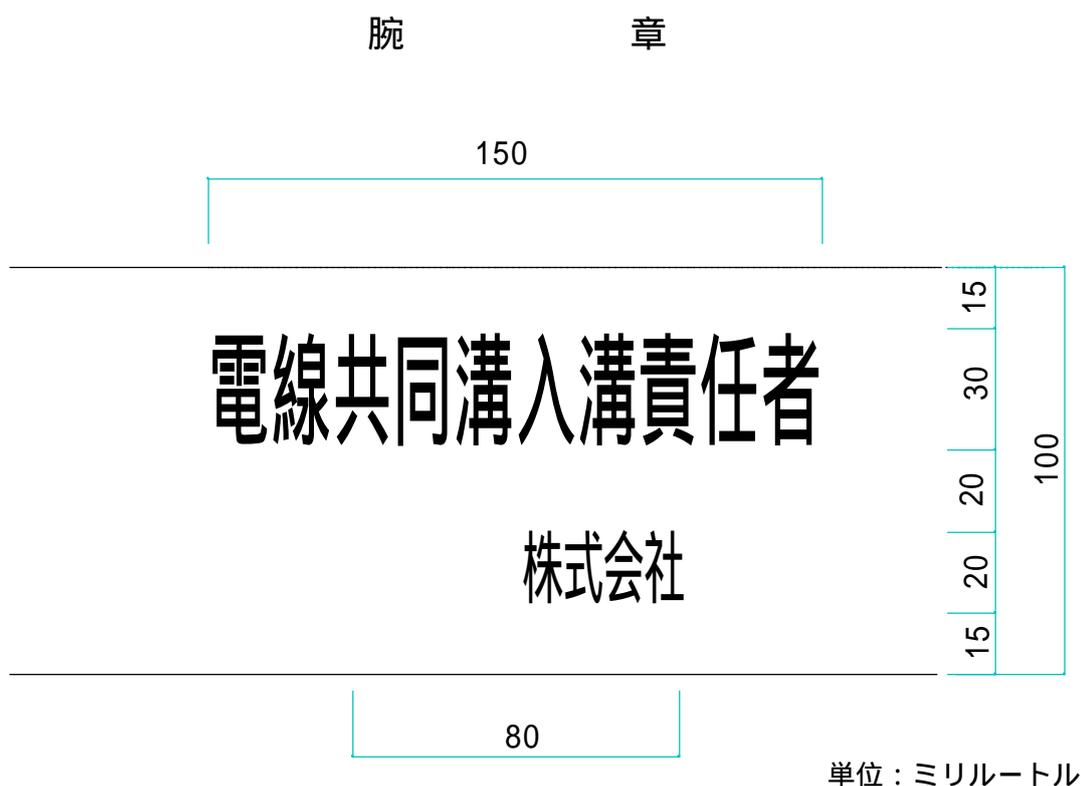
(細 目)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、道路管理者が占有者の意見を聴いて別に定める。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

(別図1)



地 色 - 黄

文 字 - 黒

占有者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。